

技術士制度の概要

(1) 技術士制度

技術士制度は「技術士法」(昭和32年制定、昭和58年全面改正)に基づき、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計等の業務を行う能力を有する者を認定することによって、科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的として創設された。

技術士は、医師や建築士のような業務独占資格ではなく、「技術士」という名称を独占できる名称独占の資格。業務水準の高さに着目し、個別業務に適宜活用されている。

技術士となるためには、以下に掲げる技術部門ごとに行われる試験に合格するとともに、登録を行うことが必要。平成16年9月末現在、技術士登録者数は、約5.5万人。土木分野における活用が進んでいるため、建設部門の技術士の割合が高い。

(参考1) 技術士の技術部門(21部門)

機械、船舶・海洋、航空・宇宙、電気電子、化学、繊維、金属、資源工学、建設、上下水道、衛生工学、農業、森林、水産、経営工学、情報工学、応用理学、生物工学、環境、原子力・放射線、総合技術監理

(2) 技術士試験

技術士試験は、理工系大学卒程度の専門的学識等を確認する第一次試験と、技術士になるのに相応しい高等の専門的応用能力を確認する第二次試験からなる。

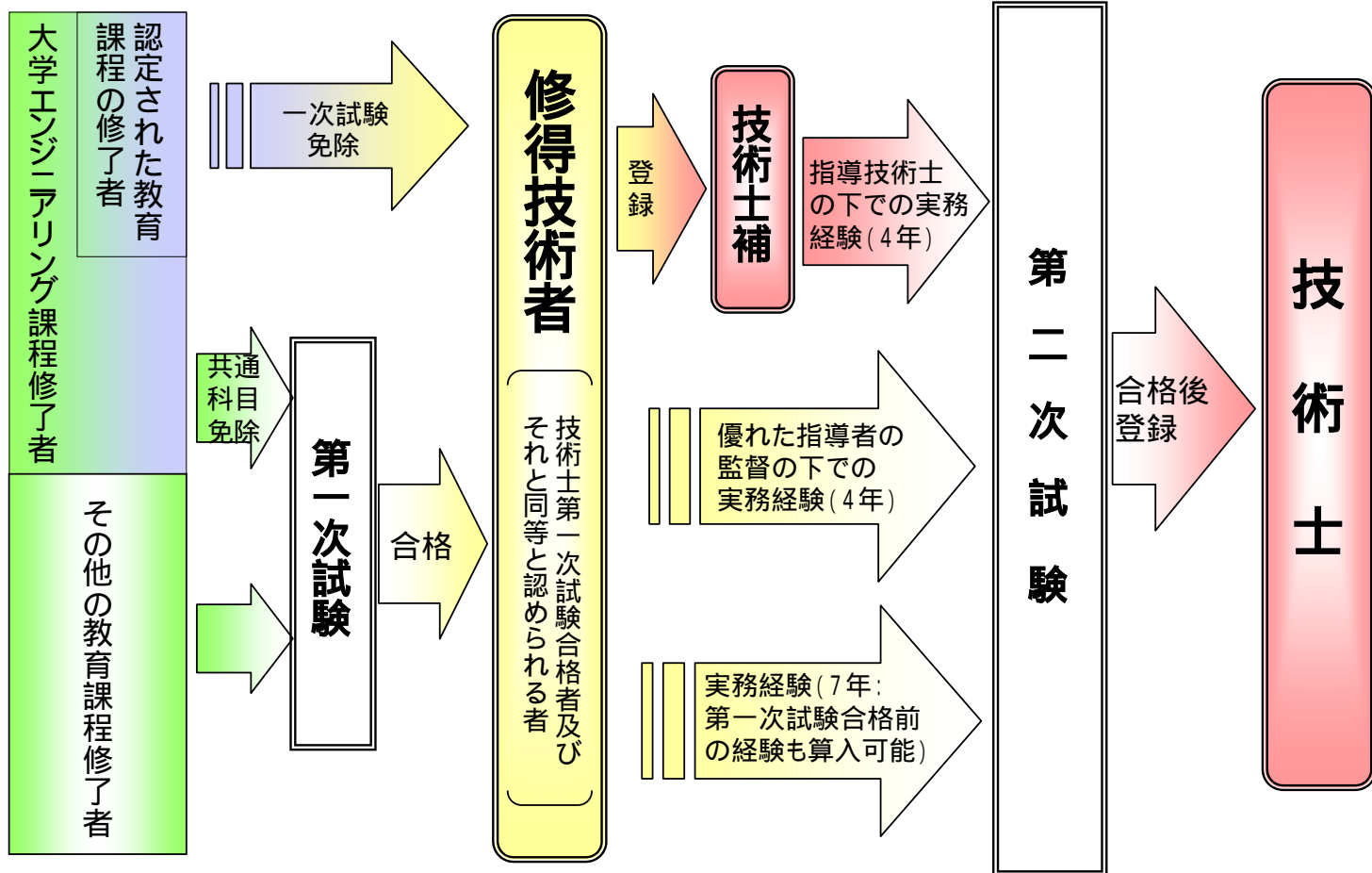
平成12年の技術士法改正により、第一次試験に合格していることが、第二次試験受験のための必須の要件となるとともに、第二次試験受験に当たって必要とされる経験年数を、7年から4年に短縮するルートが拡大された。

(参考2) 技術士試験受験申込者数

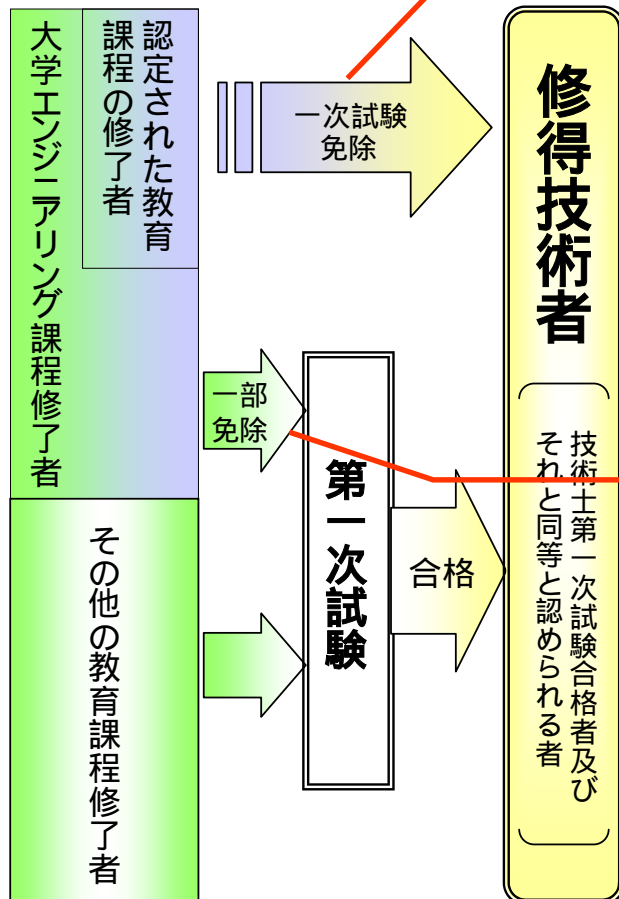
第一次試験	平成16年度	約5万5千人	(平成15年度	約6万8千人)
第二次試験	平成16年度	約2万6千人	(平成15年度	約9千人)

(参考3) 技術士試験事務及び登録事務は、社団法人 日本技術士会が実施。

技術士試験制度



第一次試験における免除制度



技術士審議会の答申を受け、平成12年度に制度取り入れ

技術士法第31条の2第2項

「大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了したものは、第四条第二項の規定にかかわらず、技術士補となる資格を有する。」

技術士分科会の審議等を経て、内規にて一次試験免除となる教育課程は日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定を踏まえて文部科学省にて指定すると定められた。

平成12年度法改正時に免除要件を変更

技術士法第5条第2項

「文部科学省令で定める資格を有する者に対しては、文部科学省令で定めるところにより、第一次試験の一部を免除することができる。」

技術士法施行法第6条において、共通科目を免除とされる資格、すでに技術士である者の科目免除が定められた。

第一次試験共通科目の免除指定は、大学の教養教育程度の自然科学に関する科目(数学、物理学、科学、化学生物学、地学)のうち2科目を試験において確認するものであり、同程度の知識があるものを基準としている。